

別記 13

動産調査積算要領

動 産 調 査 積 算 要 領

第 1 章 調 査

(動産調査)

第 1 条 受注者は、調査区域内の動産について、次の各号に定めるところにより調査を行い、動産調査表（様式第 93 号）を作成するものとする。

(1) 動産を次の種類に分類すること。

- イ 屋内動産
- ロ 営業用屋内動産
- ハ 一般屋内動産
- ニ 一般屋外動産（営業用屋外動産を含む。）
- ホ ピアノ

(2) 屋内動産とは、通常の生活に必要な家財道具類をいい、動産調査表には、屋内動産と記載すること。

なお、所要台数の決定は次表によるものとする。

住 居 面 積	15㎡未満	15㎡以上 30㎡未満	30㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 75㎡未満	75㎡以上 105㎡未満
2トン積貨物自動車台数	1 台		1 台		1 台
4トン積貨物自動車台数		1 台	1 台	2 台	2 台

住 居 面 積	105㎡以上 140㎡未満	140㎡以上 180㎡未満	180㎡以上	摘 要
2トン積貨物自動車台数		1 台		
4トン積貨物自動車台数	3 台	3 台	4 台	

注(1) この表は家族人員 5 名以内の場合又は家族人員が 5 名を超え、かつ、住居面積が 50 平方メートル未満の場合に適用するものとし、家族人員が 5 名を超え、かつ、住居面積が 50 平方メートル以上の場合については、5 名を超え 3 名を増すごとに 2 トン積貨物自動車 1 台を加算（加算したことにより 2 トン積貨物自動車 2 台となるときは、4 トン積貨物自動車 1 台に置き換えるものとする。）して適用するものとする。この場合において、人員に 3 名未満の端数が生ずるときは 3 名として計算するものとする。

(2) 住居面積は、移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延面積とする。

(3) 営業用屋内動産については、陳列ケース又は商品等の品名及び縦、横、高さの寸法を調査したうえで、その体積を算出すること。

なお、重量物については、併せて重量を調査すること。

(4) 一般屋内動産とは、農機具、据付けをしていない機械等、家財道具類以外の動産で、屋内で保管を要するものをいい、調査方法は、営業用屋内動産と同様とすること。

(5) 一般屋外動産とは、木材、砂利、据付けをしていない庭石等、屋外における保管が可能なものをいい、調査方法は、営業用屋内動産と同様とすること。

(6) ピアノについては、種別及び階別に調査すること。

- (7) 貨物自動車台数は、動産の種類ごとに集計したうえ、4トン車換算で0.5台未満は2トン車、0.5台以上は4トン車を計上すること。なお、台数の決定は、体積で調査したものについては、積載容量14立方メートル=4トン、7立方メートル=2トンとし、重量で調査したものについては、別途適当と認められる所要台数を求めること。
- (8) 動産の集計は、屋内動産と営業用屋内動産は屋内動産として、一般屋内動産と一般屋外動産は一般動産として行うこと。
- なお、この場合において、仮住居において保管を要すると認められる一般動産については、()内書き等により容易に区分することができるよう集計すること。

第2章 積 算

(動産移転料の積算)

- 第2条 受注者は、動産調査の成果に定めるところにより、標準書に基づいて動産移転料算定表(様式第94号)を作成するものとする。ただし、倉庫等に保管された一般動産及び家畜等については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は4kmとする。
- 2 別記12第2条の規定による仮住居等を経由して移転するときは、仮移転加算額として前項の額を計上するものとする。
- なお、この場合において、動産移転料算定表のうち一般動産移転料の台数欄には、仮移転加算を計上する数量を()内書き等により区分して表示するものとする。